

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年8月31日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚 正寛

（令和3年7月分）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出先
山岡 達丸	山岡達丸事務所	R3.7.28	胆振支所

（注）「○」は、政治資金規正法第17条第2項適用後の政治団体に係る届出である。